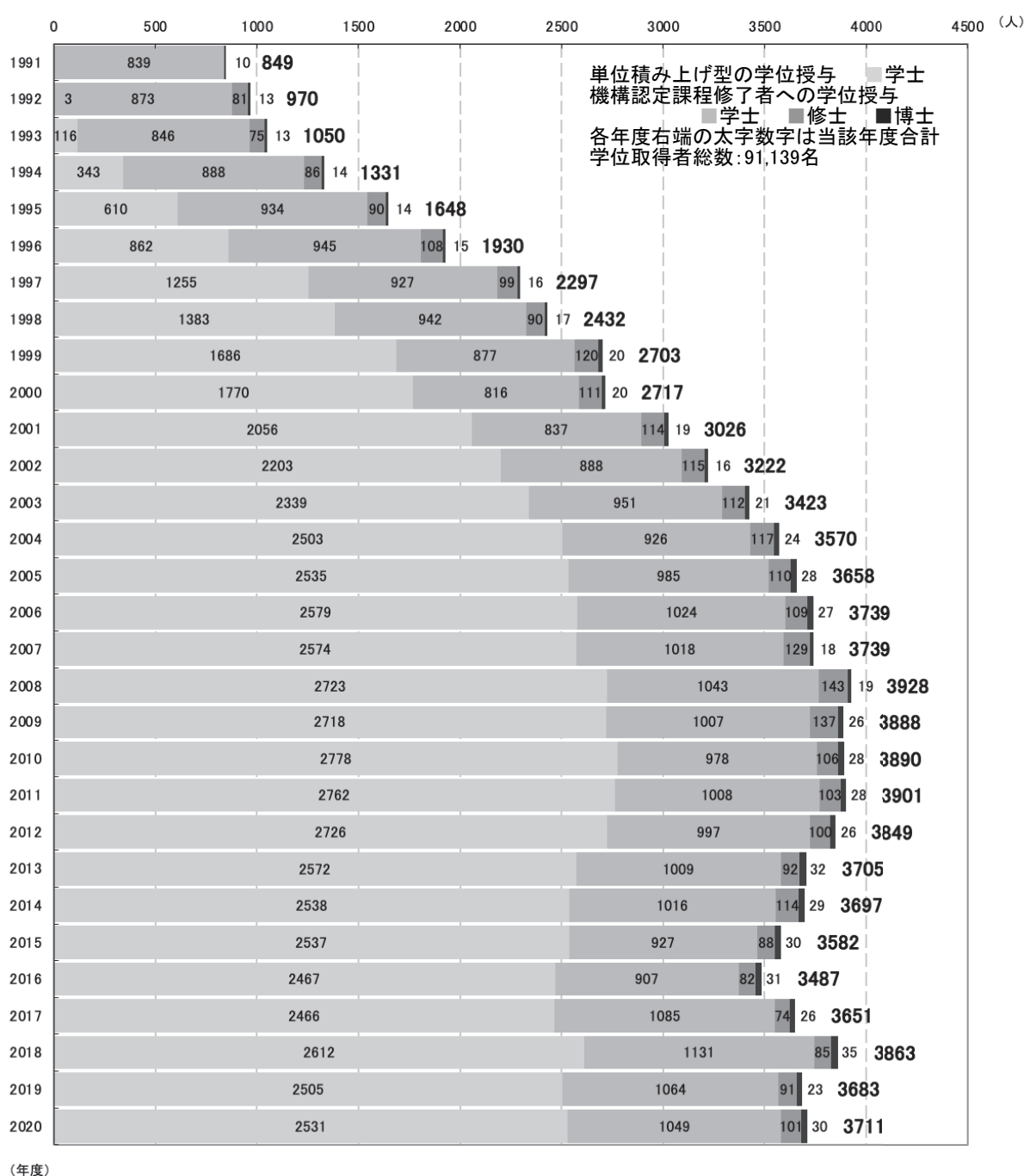


第三部 多様な学習の成果に基づく学位取得の機会の提供

わが国で唯一大学以外で学位を授与する機関として、学位授与機構が、1991年（平成3年）7月に創設された。その後、三回の改組を経て、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）は、2021年（令和3年）に創設30周年を迎えた。この間、機構は、91,139名に対して、学士・修士・博士の学位を授与してきた（図3-1）。第三部では、機構が創設以来実施してきた学位授与事業について述べる。2011年までの本事業については、『学位授与10年のあゆみ』⁽¹⁾および『学位授与の20年』⁽²⁾に解説されているので、参照されたい。ここでは、2012年以降の事業展開の概要をまとめる。

図3-1 学位取得者数の推移（2021年4月現在）



第1章 単位積み上げ型の学位授与と審査

機構では、学校教育法第百四条第七項第一号、学位規則第六条第一項に基づき、短期大学・高等専門学校卒業生等に対して、単位積み上げ型の学位授与事業を行っている。機構が行う学士の学位授与制度・申請方法の概略を図3-2に示す。詳細は、機構の発行する『新しい学士への途』(https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryoku.html)を参照されたい。この制度により、2021年4月1日現在までに、63,416名が学士の学位を申請している(参考資料集 表3-21 p.23)。以下では、単位積み上げ型の学位授与事業に関して2012年以降に行った主な規則改正と、新たに開始した放送大学との合同説明会、学位取得者表彰制度について述べる。

第1節 主な規則改正

この制度を利用して学士の学位授与を希望する者は、『新しい学士への途』⁽³⁾に記載されている「専攻の区分」ごとの修得単位の審査の基準を満たし、学修成果(レポートまたは作品等)を提出して、学位授与試験を受験する必要がある。専攻の区分「柔道整復学」については、修得単位の審査の基準を2013年5月に策定し、2014年度(平成26年度)から申請の受付を開始した。2017年2月には、専攻の区分「演劇」について、修得単位の審査の基準を策定し、2018年度(平成30年度)から申請の受付を開始した。この結果、2021年(令和3年)4月1日現在、専攻の区分の数は61となった。

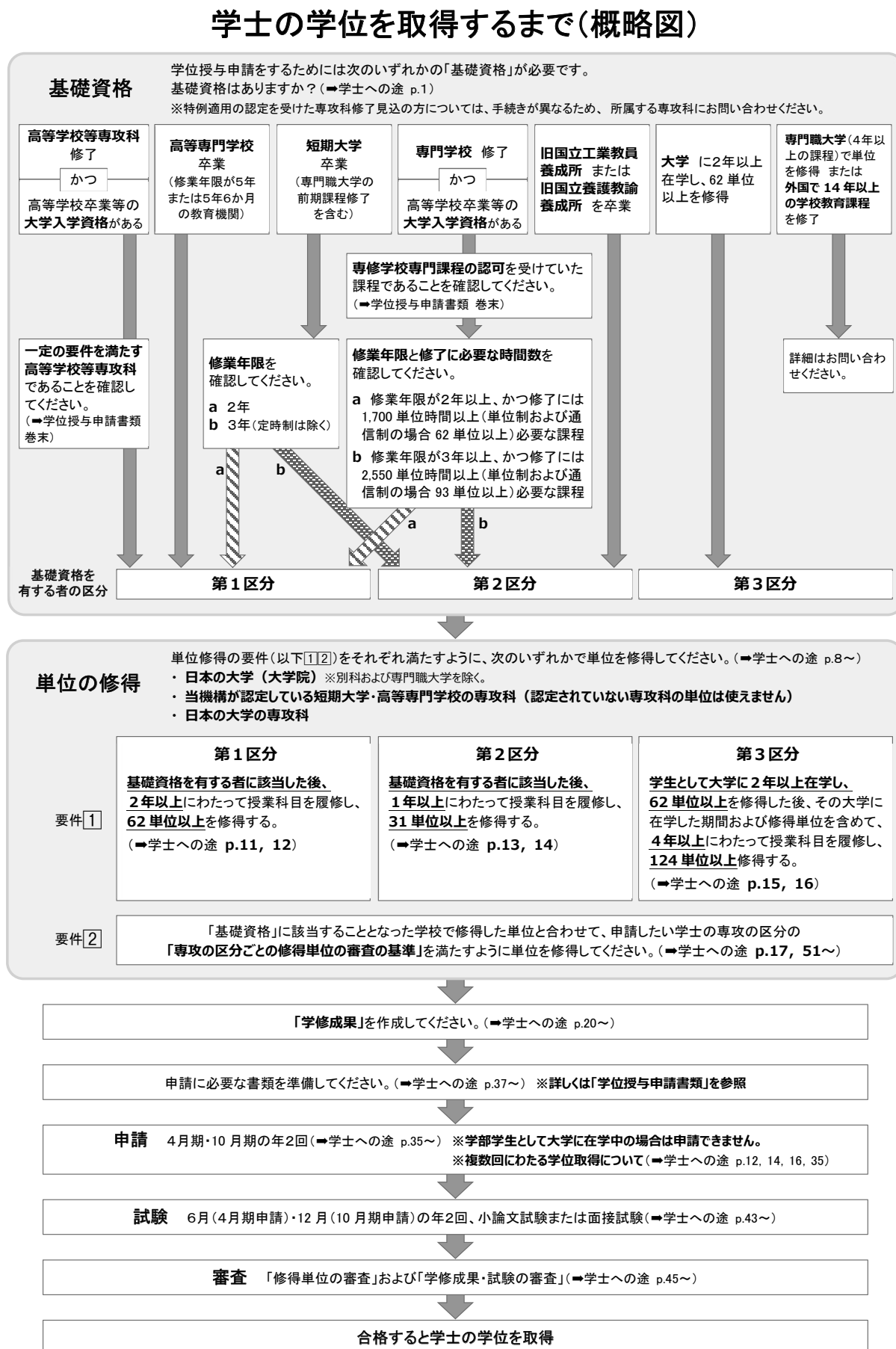
申請者に対する利便性の向上に向けた機構の取組を表3-1にまとめた。また、申請者に対する情報提供を目的として『新しい学士への途』⁽³⁾も継続的に発行している。2017年4月には、諸規則を改正し、複数回にわたり機構から学位を取得する場合に必要な修得単位について、新たな条件を設定した。この制度により学士の学位をすでに取得した者が、他の専攻の区分において学位授与の申請をする際には、この制度による直近の学位取得後に新たに修得すべき単位について、この条件を満たさなければならないことが『新しい学士への途』⁽³⁾に記載されている。

表3-1 申請者に対する利便性向上の取組

2012年11月	学修成果・試験の審査に係る不可判定の理由通知文の送付を開始
2014年4月	専修学校専門課程を修了した者の要件を変更
2015年2月	これまでの認定専攻科に対し、特例による申請を認める特例適用専攻科を設置 同年10月から特例による学士の学位授与申請の受付を開始
2015年4月	『新しい学士への途』に「学修成果」作成の際に留意すべき倫理的配慮を記載
2016年4月	高等学校等専攻科修了者に、学士の学位授与についての基礎資格を付与し、これに基づく学位授与申請の受付を開始
2018年3月	学位授与事業に関する不利益処分に係る聴聞手続規則を制定

事業の効率化にも積極的に取り組んできた。学位授与試験のための試験会場は、札幌地区、岡山地区(2015年12月)に続き福岡地区(2016年12月)を廃止した。したがって、2021年4月1日時点では、試験会場は東京地区、大阪地区のみとなった。近年の学士の学位授与に係る電子申請の増加に鑑み、2019年4月には郵送申請を廃止し、電子申請へ一本化した。

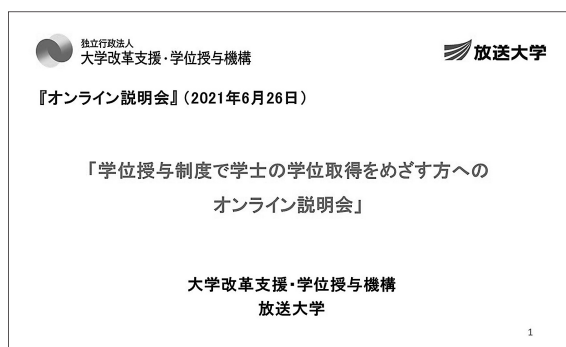
図3-2 学士の学位を取得するまでの概略図



第2節 放送大学との合同説明会の実施

機構と放送大学は、生涯学習社会における高等教育の推進という共通の目的の下、相互に協力していくための協定を締結している。その一環として合同で「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会」を開催している（写真3-1）。第1回合同説明会は2016年2月に実施され、その後、2017年2月、2018年2月、2019年2月と順調に回を重ねた。2020年3月の合同説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止となったが、2021年6月にオンラインで説明会を実施した（写真3-1）。

写真3-1 放送大学との合同説明会(左)とオンライン説明会(右)



第3節 学位取得者表彰制度

単位積み上げ型の学位授与事業によって学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、とくに精励したと認められた者を対象とする表彰制度を、2017年度に「機構長緑秀賞」（グラビアページ参照）として創設した⁽⁴⁾。これまで、2018年9月に2名、2019年9月に3名が、表彰された。2020年度も3名が表彰されたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、表彰式は開催を見合わせ、2020年11月10日・18日にオンライン会議システムにより、受賞者とのリモート・インタビューを行った。

第2章 省庁大学校の課程認定と学位授与

機構が認定する省庁大学校の課程修了者に対して、学校教育法第百四条第七項第二号、学位規則第六条第二項に基づき、学位を授与している。2012年以降、表3-2に示す4つの省庁大学校の課程を新たに認定し、学位授与に関する事業が展開されている（参考資料集 表3-22 p.24）。

この結果、2021年4月1日現在、各省庁大学校に対して授与している学位の種類と専攻分野の名称は表3-3に示したものとなっている（参考資料集 表3-22 p.24）。取得者数の累計は、大学の学部に対応する教育を行う課程の修了者に対しては28,737名、大学院の修士課程に対応する教育を行う課程の修了者に対しては2,982名、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程の修了者に対しては668名に達している（参考資料集 表3-22 p.24）。

2007年12月から開始した修士の認定課程修了見込みでの申請受付が、博士相当課程にも拡大された（2014年5月）。2021年4月1日現在、修士相当課程では2,982名、博士相当課程では668名が学位を取得しているが、そのうち、それぞれ364名および22名が修了見込者であった（参考資料集 表3-23 p.25）。

表3-2 省庁大学校の課程認定（2012年以降）

学校名および課程名	授与される学位	認定時期
職業能力開発総合大学校総合課程	学士（生産技術）	2012年 2月
国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程	博士（看護学）	2015年 2月
職業能力開発総合大学校高度養成課程職業能力開発研究学域	修士（生産工学）	2016年 2月
防衛医科大学校医学教育部看護学科	学士（看護学）	2017年 2月

表3-3 各省庁大学校に対して授与している学位の種類と専攻分野の名称（2021年 4月現在）

省庁大学校名	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛医科大学校	医学、看護学		医学
防衛大学校	社会科学、理学、工学、人文科学	理学、工学、安全保障学	理学、工学、安全保障学
水産大学校	水産学	水産学	
海上保安大学校	海上保安		
気象大学校	理学		
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学

第3章 専攻科の認定および特例適用認定と修了者への学位授与

短期大学・高等専門学校に置かれている専攻科のうち、開設する授業科目の単位を積み上げ単位として取り扱うことのできる「認定専攻科」は、各専門分野に対応した専門委員会・部会が審査の上、認定したものである。2021年 4月 1日現在、短期大学の44校62専攻、高等専門学校の56校114専攻が認定されている。

表3-4 学位規則第六条第一項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（抜粋）

<p>一 短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること。</p> <p>二 専攻科の最終学年に置かれた授業科目において学修総まとめ科目が設定されており、かつ、当該専攻科の修了要件とされていること。</p> <p>三 専攻科で開設する授業科目のうち学修総まとめ科目については、原則として専任の教員が指導を担当するものとし、当該指導教員が大学設置基準に定める教授又は准教授の資格に相当する資格を有し、かつ、自らが研究に携わり、学修総まとめ科目の主旨に基づく教育指導を行う能力を有していること。</p> <p>四 学修総まとめ科目の成績評価の基準と方法を定め、学生に対してこれをあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価が行われていること。</p>

さらに現在、認定専攻科のうち学位規則第六条第一項の各号（表3-4 p.55）に該当すると認められる場合には、当該専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請について、この規則に基づく特例を認めている（特例適用専攻科）。

特例適用専攻科の設置については、当初は「新たな審査方式」という呼び名で、2013年5月から学位審査会で議論された。多くの議論を経て、2015年2月に、認定専攻科からの特例の適用認定の申出を受け、特例適用専攻科として短期大学16校19専攻、高等専門学校54校118専攻が認定された。2021年4月1日現在の認定状況を表3-5に示す。2020年度における特例移行割合は、短期大学33%、高等専門学校100%である（表3-5、参考資料集 図3-21 p.26）。

表3-5 短期大学および高等専門学校専攻科の認定状況（2021年4月1日現在）

短期大学専攻科

高等専門学校専攻科

専攻分野	認定専攻科数	特例適用専攻科数	専攻分野	認定専攻科数	特例適用専攻科数
文 学	3	1	経済学・商学・経営学	2	2
教 育 学	17	10	工学・芸術工学	107	107
社 会 学	1	0	商 船 学	5	5
教 養	3	0	計	56校114専攻	56校114専攻
看 護 学	6	1	短期大学および高等専門学校・専攻数合計 学校数については、実数を記載（同一校において複数の専攻科を認定したこと等により単純に累計とならない）	100校 176専攻	75校 134専攻
保健衛生学	4	1			
口腔保健学	8	2			
家政学・栄養学	9	3			
芸 術 学	11	2			
音 楽	3	1			
美 術 演 劇	7 1	1 0			
計	44校62専攻	19校20専攻			

第4章 今後の課題

学位授与事業では、確実性と継続性が最重要という事情があるためか、制度変更はあまり多く行われてこなかった。このため20年前に指摘された課題^(5,6)の多くは、現在も残されたまま、「今後の課題」となっている。一方、事業を取り巻く環境は大きく変わり、インターネット、スマートフォンなどの情報技術（IT）サービスの大衆化やコンピュータの進化に伴う人工知能（AI）技術の急速な発展により、解決が困難だった課題の解決や新しいサービスの提供が可能となった。機構の30周年に際し、関係教職員で学位授与事業の「30年の棚卸し」を行い、機構が提供している国民へのサービスの「質の向上」と学位授与事業の効率化・精密化について点検してきた。その第一の要点は、これから始まるデジタルトランスフォーメーション（DX）時代に相応しいIT利用による「学位授与事業のDX」を実現することにある。本稿では、この議論の内容に沿って「今後の課題」をまとめた。

「単位積み上げ型の学士の学位授与事業（積み上げ型事業）」では、基礎資格を有する申請者が、

修得単位の審査と学修成果とそれに基づく学位授与試験の両方に合格することが、学位授与の要件となっている。申請者は「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」に基づいて修得単位を申告するが、修得単位の要件を満たしているか否かが申請時の大きな不安要素となっている。ITを活用すると単位認定と学修成果・試験の分離審査が容易に実現できる。これは学位授与事業の当初から継続して検討されてきた「予備登録制」または「単位登録制」のITによる再考察とも言えるものであり、実現に向けた課題の抽出と具体的制度の検討が進められている。

機構が行う修得単位の審査は、現状では専門委員の知識と経験に全面的に依存しており、専門委員の負荷も大きい。この審査に、AI技術を活用した支援システムを開発・導入することにより、単位認定の確度向上と審査プロセスの効率化を図ることが可能である。具体的には、授業科目のシラバスから授業内容を抽出し、専攻の区分ごとに定められた修得単位の審査の基準に沿って分類を行う履修科目判定AI支援ツールの開発・提供である。このようなシステムと蓄積されたデータベースを統合化して利用することにより、申請者がオンラインで修得科目を確認するガイダンスシステムを実現できるものと期待している。

近未来的には、国際的な「学修記録のデジタル証明によるポータビリティ」の実現が予想される。学位のデジタル証明だけでなく、学修記録（修得単位）や成績証明書³のデジタル化、履修授業科目のデジタルシラバスなどが一体となって、標準仕様のもとで進むことが望ましいと考えられるが、現状では不確定要素が多い。重要な点は、デジタル化による学修のポータビリティの進展を注視しつつ、並行して学修のデジタル認証時代に相応しい学位授与システムの準備とそのため必要な課題抽出を着実に進めておくことである。さらに将来の夢としては、デジタルデータで提出される「学修成果」のレポート評価AI支援システムや小論文問題の出題AI支援ツールなど、事業の効率化や質の向上に繋がる新しい技術の開発も期待される。

「積み上げ型事業」の課題の一つに、機構に提出するレポート形式の「学修成果」に要求される「倫理的配慮」に係るリテラシー向上がある。研究指導や論文指導を受けずにレポートを作成する例が多く見られることが、この事業の特徴の一つであり、『新しい学士への途』⁽³⁾に記載されている個人情報³の取扱や論文引用等に関する適切な記述に関する「倫理的配慮」を求めているが、不十分なものも見受けられる。教育を行わない機構が、どのようにしてそのリテラシー向上や学修成果の質の向上を図っていくかは設立以来の課題の一つである。

わが国の大学進学率は、30年前に比較して大幅に上昇したが、今後は60%を下回る辺りで飽和すると予想されている。少子化による若者人口の減少や短期大学数の縮小のため「単位積み上げ型」の学位申請者の減少が予想される一方、長寿命化により生涯学習の目標やその成果として学位取得をめざす申請者の増加が期待される。また、学位に対する社会や国民のニーズも多様化するために専攻の区分ごとの申請者数の分布の変化も予想される。学位授与申請者の動向に関する支配因子の精密な統計解析は行われていないため、様々な因子が複雑に関与する将来動向を予測することは困難な状況にあるが、最近の機械学習技術の進歩により申請者数を説明する有効な因子（説明変数）の精密解析が可能であり、その本格的な調査研究が待たれる。

機構の授与する学位に対する社会的評価とその向上に必要な要件、そのために機構が行うべき事業や活動を明らかにするために、大規模な学位取得者アンケート調査や社会動向調査を10年ごとの周年調査として実施することが有効である。機構が授与する学位に対する社会の評価（学位取得によって職業的屬性の何が変わったのか）、申請者の動機（なぜ学位取得をめざしたのか）や学位取得の結果（何が得られたのか）などの調査は、学位授与事業のニーズと学位の評価、さらには大規模な社会調査のための基礎情報の取得のために必要不可欠である。今後、ますますIT技術を利用した大規模調査が容易に実行できる状況となるため、DX時代に相応しい学位取得者全員を対象とする新しいアンケート調査の実施方法について検討している。

学位授与事業へのAI技術の導入は、DX時代に相応しい事業の効率化と質の向上に資する重要項目であり、上述のようにその範囲は多岐にわたる。たとえば、科目表や教員調書の審査が行われる短期大学および高等専門学校や省庁大学校などの教育課程の審査などにも大いに活用できると期待される。現在の審査では、従来形式の審査書類に含まれる必要な情報の抽出が難しく、担当専門委員の負担も大きいため、デジタル化は喫緊の課題である。多くの教育研究機関では、researchmapの登録を義務づけているが、そのデジタルデータから教員調書の大部分の必要情報を取得することができる。これを利用した提出書類のデジタル化をはじめ、科目表やシラバスの標準形式の電子データ化など、審査関連書類のデジタル化を進める必要がある。

機構の研究開発部の使命の一つは、国内外の大学の学位授与状況を機構の学位授与事業に反映させることであり、学位審査の方法や学問領域・名称などを調査するとともに、学位の水準について不断に検討することが求められている。学位授与事業の特徴は、大学とは異なる教育目標を掲げる省庁大学校等における学修の成果を、一般の大学が授与する学位の基準、すなわち専攻分野における学術的価値の側面から適否を判定することにある。大学が授与する学位の名称や審査の方法は多様化しており、より実践的な名称が使われるようになっただけでなく、新たに専門職大学等の新しい専門的職業人養成の高等教育制度も始まった。修士論文に代わる特定課題論文の提出により修士の学位を取得するという、新しい審査方法を採用する人文・社会科学系の大学院も一定数存在している。それに対応して、機構においても省庁大学校修了者の特定課題論文提出による修士の学位授与申請が始まっており、審査の基準とその評価の方法について、担当する専門委員会・部会との議論をさらに深化させる必要がある。機構が授与する学位の水準は、学位授与事業に対する社会や国民の評価として顕れる。授与する学位の水準と審査のあり方は学位授与事業の最重要課題であり、審査を担当する専門委員とも協力して取り組み、国民に対するサービスと授与する学位の質の向上をめざすことが求められている。

参考文献等

- (1) 大学評価・学位授与機構（2001）『学位授与 10年のあゆみ』
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構（2012）『学位授与の20年』
- (3) 機構は、毎年度『新しい学位への途 学位授与申請案内』および『学位授与申請書類』（https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryoku.html）を発行している。
- (4) 学位取得者に対する表彰制度の創設について
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/dekigoto/1309901_3401.html
- (5) 黒羽亮一（2001）学位授与機構10年の軌跡と今後の課題、学位研究 第15号 pp.113-121
- (6) 館昭（2001）大学評価・学位授与機構における学位授与事業関係の調査研究について、学位研究 第15号 pp.143-161